（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条　法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　法第三十四条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人（包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

二　前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三　役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて第一号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第六十六条　法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

［削る］

一～三　［略］

2　前項第二号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第六十七条　法第三十三条の三第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　［略］

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十三条第二項第九号に掲げる書面（法第三十三条の二第一項第七号に係るものに限る。）

（処分の公示）

第六十八条　法第三十四条の四の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条　法第三十三条の二第一項第九号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　法第三十四条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による届出の日から五年を経過しない法人

二　前号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三　役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて第一号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第六十六条　法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第四項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二～四　［略］

2　前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更登録の申請）

第六十七条　法第三十三条の三第一項の申請書は、様式第十五によるものとする。

2　法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　［略］

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十三条第二項第九号に掲げる書面（法第三十三条の二第一項第六号に係るものに限る。）

（準用規定）

第六十八条　第十四条から第十六条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、包括信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十四条中「法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三並びに同条において準用する法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する法第十六条第二項」と、第十五条及び第十六条第一項中「法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三並びに同条において準用する法第十八条第二項、